

令和4年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金 Q & A (令和4年5月)

No		質問	回答
1	対象事業所	「職員に感染者が発生した」の「職員」に施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含むか。また、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めます（ボランティアは除く）。また、利用者とは接する等の要件はありません。
2		対象事業所の要件である「濃厚接触者」であるが、保健所が濃厚接触者と判断した者をさすのか。また、濃厚接触者であることを証明する書類の提出は必要か。	基本的には保健所が判断した者です。 保健所による積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が行われない場合は、事業所の判断となります。また、書類の提出は必要ありませんが、濃厚接触者に対応したことが分かる客観的な資料（記録等）を事業所で備えてください。
3		職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わず、対象事業所となるか。また、委託契約している厨房職員や清掃職員が感染者となった場合も対象事業所となるか。	対象となります。
4		同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所となるか。	対象となります。
5		交付要項別表2 1 (ア) ①に定める「職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む」について、複数とは2名以上であり、1名のみ場合は対象事業所とならないということか。	お見込みのとおりです。
6		交付要項別表2 1 (ア) ①に定める「職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む」について、別々の時期に職員の濃厚接触者が1名ずつ発生して、その都度、職員不足が生じた場合は、対象事業所となるか。	対象外となります。 同時期に職員に複数（2名以上）の濃厚接触者が発生し、職員が不足する場合に対象となります。
7		補助対象事業所について、地域包括支援センターは、対象事業所となるか。 また、別表5の注1に、「介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は居宅介護支援事業所と同じとする」とあることから、地域包括支援センターの基準単価は居宅介護支援事業所の単価となるか。	地域包括支援センターは、対象事業所となります。 基準単価はお見込みのとおり、居宅介護支援事業所の単価となります。
8		交付要項別表2 1 (ア) ②「濃厚接触者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があるということか。	お見込みのとおりです。
9	対象経費	「緊急雇用にかかる費用」において人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象経費となるか。	対象となります。
10		感染者が発生し休業している通所介護事業所において、休業により職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費となるか。	対象外となります。
11		緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費となるか。	事業所負担の増額分であれば、対象となります。

No		質問	回答
12	対象経費	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人の別事業所（B事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（B事業所）への補助対象経費となるか。	B事業所は、交付要項別表2 1（ウ）の対象事業所として、派遣により発生した割増賃金の補助を受けることが可能です。
13		「介護サービス事業所・施設等の消毒、洗浄費用」は、「介護サービス事業所・施設等の消毒、洗浄費用」の委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・洗浄に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等も、対象経費となるか。	対象となります。なお、超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみる事が可能です。
14		感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費（例：感染対策として事前に購入した衛生用品にかかわる経費）は対象外か。	対象外となります。感染者の発生や濃厚接触者の対応に伴って要した経費が補助対象となります。
15		「感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが在庫で十分対応でき、かつその後も不足がない場合は対象外となるのか。	お見込みのとおりです。
16		感染対策として購入した空気清浄機の購入費用は対象となるか。	対象外となります。「感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」が対象となります。
17	（自費対象検査経費用）	感染者が発生した施設等に応援職員を派遣するにあたり、派遣元への復帰の際、任意で当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は補助対象となるか。	当該職員について、施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、交付要項別表3（助成の内容及び要件）の①及び②に該当する場合は、当該自費での検査費用は補助対象となります。
18		自費検査費用については「介護施設等」が対象となっているが、介護施設等と同一の空間で実施される介護サービス（併設の通所介護など）の職員、利用者の自費検査費用は対象となるか。	自費検査の補助対象は、交付要項別表3に記載のある対象施設等に限られます。併設の通所介護等、対象外の施設の職員、利用者は対象となりません。
19	その他	交付申請は1回限りか。1度交付決定を受けた後に感染者が発生した場合、再度申請は可能か。	対象事業所1か所あたり、基準単価までの補助が可能です。申請金額の合計が基準内であれば、複数回の申請は可能です。 なお、別表2ア（ア）及び（ウ）の事業所・施設等で特別な事情がある場合、厚生労働省と個別協議を行い特に必要と認められたときは、基準単価を超えて補助することができます。